

令和7年度

小山町水道水質検査計画

小山町水道事業

小山町 令和7年度 水質検査計画

小山町では、水道法施行規則の改正（平成16年4月1日施行）により、平成17年度から水質検査計画を策定・公表しています。

ここに、令和7年度の水質検査計画を策定しましたので公表します。

検査計画の内容

1. 基本の方針	1
2. 水道事業の概要	2
3. 水源の状況並びに原水及び浄水の水質状況	3
4. 採水地点、検査項目、検査頻度及びその理由	3
5. 水質検査方法	10
6. 臨時の水質検査	10
7. 水質検査の自己／委託の区分	10
8. 水質検査計画及び結果の公表	11
9. 検査結果の評価について	11
10. 水質検査の精度と信頼性保証について	11
11. 関係者との連携	11

1 基本の方針

水道水が水質基準に適合し、安全であることを保証するために、以下の方針で水質検査を行います。

(1) 検査地点

水道法で義務づけられている水道水の検査を給水栓（蛇口の水）で行います。

その他、原水（消毒前の水）で検査を行います。

(2) 検査項目

検査項目は水道法で義務付けられた水質基準項目と水質管理上留意すべきとされている水質管理目標設定項目及び独自の項目とします。

(3) 検査頻度

水道法に基づく色及び濁り並びに消毒の残留効果に関する検査については、給水栓で毎日行います。

水質基準項目の検査は、概ね月1回以上行うこととされている項目については月1回、概ね3ヶ月に1回とされている項目については3ヶ月に1回、その他の項目について省略が可能とされている項目については、水質の状況により、3ヶ月に1回又は3年に1回に省略が可能な項目であっても1年に1回行います。

2 水道事業の概要

事業の名称	主な給水区域	計 画 目 標 年 度	計 画 給水人口 (人)	計画一日 最大給水量 (m ³ /日)
小山町上水道	藤曲、阿多野、吉久保、下古城、大胡田、上古城、一色、下小林及び小山、生土、中島、柳島、湯船、菅沼、用沢、棚頭、竹之下、新柴、桑木、須走、大御神、中日向、上野、御殿場市柴怒田のそれぞれ一部とする。	R10	20,900	25,300

水源施設の概要

表1のとおり25箇所(うち3箇所は予備)の水源があり、14系統の配水系により供給を行っています。

表1 水源施設概要表

区分		水源名	水源種別	浄水方法	認可能力 (m ³ /日)	配水系
上水道	1	奈良橋第一	湧水	次亜塩素酸ソーダによる滅菌のみ	4,850	1 奈良橋
	2	奈良橋第二	湧水	次亜塩素酸ソーダによる滅菌のみ		
	3	奈良橋第三	湧水	次亜塩素酸ソーダによる滅菌のみ		
	4	柳島	湧水	次亜塩素酸ソーダによる滅菌のみ	(予備)	
	5	一色	深井戸	次亜塩素酸ソーダによる滅菌のみ	1,110	2 一色
	6	用沢第一	深井戸	次亜塩素酸ソーダによる滅菌のみ	2,500	3 用沢
	7	用沢第二	深井戸	次亜塩素酸ソーダによる滅菌のみ		
	8	棚頭第一	深井戸	次亜塩素酸ソーダによる滅菌のみ	3,800	4 棚頭
	9	棚頭第二	深井戸	次亜塩素酸ソーダによる滅菌のみ		
	10	大御神	深井戸	次亜塩素酸ソーダによる滅菌のみ	140	5 大御神
	11	上野中日向	深井戸	次亜塩素酸ソーダによる滅菌のみ	330	6 上野中日向
	12	宮脇	深井戸	次亜塩素酸ソーダによる滅菌のみ	900	7 須走
	13	御登口第一	深井戸	次亜塩素酸ソーダによる滅菌のみ	500	
	14	御登口第二	深井戸	次亜塩素酸ソーダによる滅菌のみ	800	
	15	滝の台	伏流水	次亜塩素酸ソーダによる滅菌のみ	(予備)	
	16	籠坂	湧水	次亜塩素酸ソーダによる滅菌のみ	4,780	
	17	三菱第一	深井戸	次亜塩素酸ソーダによる滅菌のみ	890	9 三菱
	18	ハテカパーク	深井戸	次亜塩素酸ソーダによる滅菌のみ	460	10 湯船原
	19	湯船原	深井戸	急速ろ過によるマンガン除去及び次亜塩素酸ソーダによる滅菌のみ	2,300	
	20	足柄宿	深井戸	次亜塩素酸ソーダによる滅菌のみ	770	11 宿
	21	足柄向方	深井戸	次亜塩素酸ソーダによる滅菌のみ	900	12 向方
	22	足柄新柴	深井戸	次亜塩素酸ソーダによる滅菌のみ	250	13 新柴
	23	滝沢第一	湧水	次亜塩素酸ソーダによる滅菌のみ	520	14 滝沢
	24	滝沢第二	湧水	次亜塩素酸ソーダによる滅菌のみ		
	25	滝沢第三	湧水	次亜塩素酸ソーダによる滅菌のみ		

3 水源の状況並びに原水及び浄水の水質状況

(1) 原水の水質で留意すべき状況

配水系ごとに留意すべき対象項目及び対処方法は表2のとおりです。

表2 原水の留意すべき対象項目及び対処方法

区分		配水系	留意すべき事項	対象項目	対処方法
上水道	1	奈良橋	原水に含まれる硬度、蒸発残留物	硬度、蒸発残留物	3ヶ月毎の浄水の水質検査による監視
	2	一色	原水に含まれる蒸発残留物	蒸発残留物	3ヶ月毎の浄水の水質検査による監視
	3	用沢	原水に含まれるフッ素、蒸発残留物	フッ素、蒸発残留物	3ヶ月毎の浄水の水質検査による監視
	4	棚頭	原水に含まれるフッ素、蒸発残留物	フッ素、蒸発残留物	3ヶ月毎の浄水の水質検査による監視
	5	大御神	原水に含まれる蒸発残留物	蒸発残留物	3ヶ月毎の浄水の水質検査による監視
	6	上野 中日向	原水に含まれる蒸発残留物	蒸発残留物	3ヶ月毎の浄水の水質検査による監視
	7	須走	なし		
	8	籠坂	なし		
	9	三菱	なし		
	10	湯船原	原水に含まれるフッ素、マンガン、蒸発残留物	フッ素、マンガン、蒸発残留物	毎月の水質検査による監視 毎週のマンガン測定による監視
	11	宿	原水に含まれる硬度、蒸発残留物	硬度、蒸発残留物	3ヶ月毎の浄水の水質検査による監視
	12	向方	原水に含まれる蒸発残留物	蒸発残留物	3ヶ月毎の浄水の水質検査による監視
	13	新柴	なし		
	14	滝沢	原水に含まれる蒸発残留物	硬度、蒸発残留物	3ヶ月毎の浄水の水質検査による監視

(2) 水道浄水の水質状況

水道浄水は水質基準を全て満足しており、安全で良質な水をお届けしております。

4 採水地点、検査項目、検査頻度及びその理由

(1) 採水地点

- 1) 毎日検査については、14配水系の給水栓で行います。
- 2) 水質基準項目の検査は配水系統別に15箇所の給水栓で実施します。
なお、水質管理上必要である原水については水源施設の給水栓で実施します。

原水採水箇所一覧

	施設名	水源種別	採水箇所
1	奈良橋第一	湧水	奈良橋着水井 敷地内給水栓
2	奈良橋第二	湧水	奈良橋着水井 敷地内給水栓
3	奈良橋第三	湧水	奈良橋第二水源 敷地内給水栓
4	ハイテクパーク	深井戸	ハイテクパーク水源取水ポンプ室 施設内給水栓
5	湯船原	深井戸	湯船原原水取水ポンプ室 施設内給水栓
6	一色	深井戸	一色水源ポンプ室 施設内給水栓
7	用沢第一	深井戸	用沢第1水源ポンプ室 施設内給水栓
8	用沢第二	深井戸	用沢第2水源ポンプ室 施設内給水栓
9	棚頭第一	深井戸	棚頭配水池 敷地内給水栓
10	棚頭第二	深井戸	棚頭配水池 敷地内給水栓
11	須走(籠坂)	湧水	籠坂水源着水井 敷地内給水栓
12	宮脇	深井戸	宮脇水源 施設内給水栓
13	御登口第一	深井戸	御登口第1水源ポンプ室 施設内給水栓
14	御登口第二	深井戸	御登り口第2水源ポンプ室 施設内給水栓
15	三菱第一	深井戸	三菱第1水源 敷地内給水栓
16	新柴	深井戸	新柴水源ポンプ室 施設内給水栓
17	宿	深井戸	宿高区配水池滅菌室 施設内給水栓
18	向方	深井戸	向方水源ポンプ室 施設内給水栓
19	上野・中日向	深井戸	上野・中日向ポンプ室 施設内給水栓
20	大御神	深井戸	大御神水源ポンプ室 施設内給水栓
21	滝沢第一	湧水	滝沢第1水源
22	滝沢第二	湧水	滝沢第2水源
23	滝沢第三	湧水	滝沢第3水源

浄水採水箇所一覧

	施設名	水源種別	採水箇所
1	奈良橋	湧水	小山町役場 施設内給水栓
2	ハイテクパーク	深井戸	ハイテクパーク配水池 敷地内給水栓
3	湯船原	深井戸	湯船原配水池 敷地内給水栓
4	一色	深井戸	用沢共同墓地 敷地内給水栓
5	用沢	深井戸	小山町役場北郷支所 施設内給水栓
6	棚頭	深井戸	総合文化会館グラウンド 敷地内給水栓
7	須走(籠坂)	湧水	三菱第1配水池 施設内給水栓
8	須走	深井戸	小山町役場須走支所 施設内給水栓
9	三菱	深井戸	一色配水池 敷地内給水栓
10	新柴	深井戸	桑木公民館 敷地内給水栓
11	宿	深井戸	合士ヶ久保公園 敷地内給水栓
12	向方	深井戸	足柄みずべ公園 敷地内給水栓
13	上野・中日向	深井戸	上野公民館 敷地内給水栓
14	大御神	深井戸	大御神公民館 敷地内給水栓
15	滝沢	湧水	石堂公園 敷地内給水栓

(2) 検査項目

1) 毎日検査 色及び濁り並びに消毒の残留効果（遊離残留塩素）の検査は、水道法に基づき各配水系毎に1日1回の検査を行います。

2) 水質基準項目の検査(51項目)

水質基準項目の検査は表3のとおり行います。

① 1ヶ月に1回の検査項目

ア. 下記の9項目については、1ヶ月に1回の検査を行います。

「一般細菌、大腸菌、塩化物イオン、有機物(全有機炭素量 TOC)、pH 値、味、臭気、色度、濁度」

② 概ね3ヶ月に1回の検査項目

ア. 概ね3ヶ月に1回異常検査する項目は下記の14項目です。

「六価クロム化合物、亜硝酸態窒素、シアン化物イオン及び塩化シアン、塩素酸、クロロ酢酸、クロロホルム、ジクロロ酢酸、ジブromokロロメタン、臭素酸、総トリハロメタン、トリクロロ酢酸、ブromोजiクロロメタン、ブromohホルム、ホルムアルデヒド」

イ. 上記以外の項目と臭気物質を除く26項目については、原水の留意すべき対象項目とされた項目については3ヶ月に1回の検査を行い、過去の検出状況から判断すると3年に1回までに検査頻度を減少できる項目であっても安全を確認するため、1年に1回の検査を行います。

③ 臭気物質の検査

臭気物質については、小山町の水道水源の性質上（深井戸及び湧水）直接臭気物質が発生する恐れが無いと判断されるものの、水源の水質が最も悪くなると判断される時期に1回以上の検査を行います。

「ジェオスミン・2-メチルイソボルネオール」

④ 原 水

水質管理上必要である原水についても1年に1回実施します。

※水質検査内容及び回数については、「水道法施行規則第15条」による。

表3 水質基準項目及び検査頻度

	項 目	基 準 値	検査頻度(回/年)		設 定 理 由
			給水栓	原水	
1	一般細菌	1ml 中 100 以下	12	1	給水栓は毎月検査項目
2	大腸菌	検出されないこと	12	1	給水栓は毎月検査項目
3	カドミウム及びその化合物	0.003 mg/l 以下	1	1	
4	水銀及びその化合物	0.0005 mg/l 以下	1	1	
5	セレン及びその化合物	0.01 mg/l 以下	1	1	
6	鉛及びその化合物	0.01 mg/l 以下	1	1	
7	ヒ素及びその化合物	0.01 mg/l 以下	1	1	
8	六価クロム化合物	0.02 mg/l 以下	4	1	給水栓は3ヶ月毎項目
9	亜硝酸態窒素	0.04 mg/l 以下	4	1	給水栓は3ヶ月毎項目
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01 mg/l 以下	4	1	給水栓は3ヶ月毎項目
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10 mg/l 以下	1	1	
12	フッ素及びその化合物	0.8 mg/l 以下	1	1	数値の高い給水栓は3ヶ月毎
13	ホウ素及びその化合物	1.0 mg/l 以下	1	1	
14	四塩化炭素	0.002 mg/l 以下	1	1	

15	1,4-ジオキサン	0.05 mg/l 以下	1	1	
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04 mg/l 以下	1	1	
17	ジクロロメタン	0.02 mg/l 以下	1	1	
18	テトラクロロエチレン	0.01 mg/l 以下	1	1	
19	トリクロロエチレン	0.01 mg/l 以下	1	1	
20	ベンゼン	0.01 mg/l 以下	1	1	
21	塩素酸	0.6 mg/l 以下	4	-	給水栓は3ヶ月毎項目
22	クロロ酢酸	0.02 mg/l 以下	4	-	給水栓は3ヶ月毎項目
23	クロロホルム	0.06 mg/l 以下	4	-	給水栓は3ヶ月毎項目
24	ジクロロ酢酸	0.03 mg/l 以下	4	-	給水栓は3ヶ月毎項目
25	ジブロモクロロメタン	0.1 mg/l 以下	4	-	給水栓は3ヶ月毎項目
26	臭素酸	0.01 mg/l 以下	4	-	給水栓は3ヶ月毎項目
27	総トリハロメタン	0.1 mg/l 以下	4	-	給水栓は3ヶ月毎項目
28	トリクロロ酢酸	0.03 mg/l 以下	4	-	給水栓は3ヶ月毎項目
29	ブロモジクロロメタン	0.03 mg/l 以下	4	-	給水栓は3ヶ月毎項目
30	ブromoホルム	0.09 mg/l 以下	4	-	給水栓は3ヶ月毎項目
31	ホルムアルデヒド	0.08 mg/l 以下	4	-	給水栓は3ヶ月毎項目
32	亜鉛及びその化合物	1.0 mg/l 以下	1	1	
33	アルミニウム及びその化合物	0.2 mg/l 以下	1	1	
34	鉄及びその化合物	0.3 mg/l 以下	1	1	
35	銅及びその化合物	1.0 mg/l 以下	1	1	
36	ナトリウム及びその化合物	200 mg/l 以下	1	1	
37	マンガン及びその化合物	0.05 mg/l 以下	1	1	湯船原は毎月検査項目
38	塩化物イオン	200 mg/l 以下	12	1	給水栓は毎月検査項目
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300 mg/l 以下	1	1	数値の高い給水栓は3ヶ月毎
40	蒸発残留物	500 mg/l 以下	1	1	数値の高い給水栓は3ヶ月毎
41	陰イオン界面活性剤	0.2 mg/l 以下	1	1	
42	ジェオスミン	0.00001 mg/l 以下	発生時期	発生時期	
43	2-メチルイソボルネオール	0.00001 mg/l 以下	発生時期	発生時期	
44	非イオン界面活性剤	0.02 mg/l 以下	1	1	
45	フェノール類	0.005 mg/l 以下	1	1	
46	有機物(全有機炭素 TOC)	3 mg/l 以下	12	1	給水栓は毎月検査項目
47	pH 値	5.8 以上 8.6 以下	12	1	給水栓は毎月検査項目
48	味	異常でないこと	12	-	給水栓は毎月検査項目
49	臭気	異常でないこと	12	1	給水栓は毎月検査項目
50	色度	5 度以下	12	1	給水栓は毎月検査項目 湯船原の原水は毎月検査項目
51	濁度	2 度以下	12	1	給水栓は毎月検査項目 湯船原の原水は毎月検査項目

※過去3年以上にわたる検査結果から、3年に1回の検査頻度まで省略可能な項目であっても、安全性を確認するため1年に1回の検査を実施します。

※また、省略可能な項目であっても、給水栓水の検査数値が基準値の5分の1以上の場合は3ヶ月毎の検査を実施します。

(3) その他

水質基準とするに至らないが、水道水中での検出の可能性があるので、水質管理上留意すべき項目として設定された水質管理目標設定項目については、水質基準に準じ、給水栓水の必要な項目については表4のとおり水質検査を行い、能力の大きい奈良橋第一水源の原水についても年1回の検査を行います。

また、農薬項目については、影響が予測されるゴルフ場で年間10kg以上の消費量の項目及び農地については年間使用量が100kg以上の項目について検査区分を表5のとおり計画し、表6の検査項目のとおり検査を行います。なお、ダイオキシン類等については、より安全を確認するため、表7のとおり検査を行います。

表4 水質管理目標設定項目及び検査頻度

	項目	目標値	検査頻度(回/年)		実施配水系等
			給水栓	対象原水	
1	アンチモン及びその化合物	0.02 mg/1 以下	1	3	全配水系及び奈良橋第一水源
2	ウラン及びその化合物	0.002 mg/1 以下	1	3	全配水系及び奈良橋第一水源
3	ニッケル及びその化合物	0.02 mg/1 以下	1	3	全配水系及び奈良橋第一水源
4	1,2-ジクロロエタン	0.004 mg/1 以下	1	3	全配水系及び奈良橋第一水源
5	トルエン	0.4 mg/1 以下	1	3	全配水系及び奈良橋第一水源
6	フタル酸ジ(2-エチルヘキシル)	0.08 mg/1 以下	1	3	全配水系及び奈良橋第一水源
7	亜塩素酸	0.6 mg/1 以下	1	3	全配水系及び奈良橋第一水源
8	二酸化塩素	0.6 mg/1 以下	1	3	全配水系及び奈良橋第一水源
9	ジクロロアセトニトリル	0.01 mg/1 以下	1	3	全配水系及び奈良橋第一水源
10	抱水クロラール	0.02 mg/1 以下	1	3	全配水系及び奈良橋第一水源
11	農薬類	1 以下	影響の恐れのある配水系の内最も影響があると判断される水源で年2回		一色、用沢・棚頭、須走、新柴、上野中日向、大御神の各水源
12	残留塩素	1 mg/1 以下	-	-	毎日測定項目の数値で対応
13	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	10 以上 100mg/1 以下	-	-	51(39)項目検査の数値で対応
14	マンガン及びその化合物	0.01 mg/1 以下	-	-	51(39)項目検査の数値で対応
15	遊離炭酸	20 mg/1 以下	1	3	全配水系及び奈良橋第一水源
16	1,1,1-トリクロロエタン	0.3 mg/1 以下	1	3	全配水系及び奈良橋第一水源
17	メチル-t-ブチルエーテル	0.02 mg/1 以下	1	3	全配水系及び奈良橋第一水源
18	有機物等(過マンガン酸カリウム消費量)	3 mg/1 以下	1	3	全配水系及び奈良橋第一水源
19	臭気強度(TON)	3 以下	-	-	全配水系及び奈良橋第一水源
20	蒸発残留物	30 以上 200mg/1 以下	-	-	51(39)項目検査の数値で対応
21	濁度	1 度以下	-	-	51(39)項目検査の数値で対応
22	pH 値	7.5 程度	-	-	51(39)項目検査の数値で対応
23	腐食性(ランゲリア指数)	-1~0	1	3	全配水系及び奈良橋第一水源
24	従属栄養細菌	1ml 中 2,000 以下	1	3	全配水系及び奈良橋第一水源
25	1,1-ジクロロエチレン	0.1 mg/1 以下	1	3	全配水系及び奈良橋第一水源
26	アルミニウム及びその化合物	0.1 mg/1 以下	-	-	51(39)項目検査の数値で対応
27	ペルフルオロオクタンスルホン酸(PFOS)及びペルフルオロオクタン酸(PFOA)	0.00005 mg/1 以下	1	3	全配水系、奈良橋第一水源並びに滝沢水源

※毎日検査項目については毎日の測定数値で対応します。

※51(39)項目検査項目については51(39)項目検査の数値で対応します。

表5 農薬項目検査区分

	水源名	種別	河川系統	汚染の可能性のある施設の状況		水質検査対応
				ゴルフ場	農業施設等	
1	奈良橋	湧水	須川	上流域にゴルフ場はあるが、河川からの直接取水ではないため汚染の可能性は少ないと考えられる	上流域及び周辺に畑及び水田が存在するが、河川からの直接取水ではないため汚染の可能性は少ないと考えられる	検査対象としない
2	柳島	湧水	野沢川	無し	無し	検査対象としない
3	ハイテクパーク	深井戸	須川	上流部にゴルフ場はあるが、汚染の可能性は無いと考えられる	上流及び下流に畑及び水田が点在するが、汚染の可能性は無いと考えられる	検査対象としない
4	湯船原	深井戸	須川	上流部にゴルフ場はあるが、汚染の可能性は無いと考えられる	上流及び下流に畑及び水田が点在するが、汚染の可能性は無いと考えられる	検査対象としない
5	一色	深井戸	佐野川 海苔川	上流部にゴルフ場があり、海苔川への農薬流出による汚染の可能性が考えられる	周辺に畑及び水田が存在し、海苔川への農薬流出による汚染の可能性が考えられる	ゴルフ場使用農薬及び農業農薬について検査
6	用沢第一	深井戸	須川 佐野川	上流域にゴルフ場はあるが、汚染の可能性は少ないと考えられる	周辺及び下流に畑及び水田が存在するが汚染の可能性は少ないと考えられる	棚頭第一水源の水質検査結果により対応する
7	用沢第二	深井戸	須川 佐野川	上流域にゴルフ場はあるが、汚染の可能性は少ないと考えられる	周辺及び下流に畑及び水田が存在するが汚染の可能性は少ないと考えられる	棚頭第一水源の水質検査結果により対応する
8	棚頭第一	深井戸	須川	上流域にゴルフ場はあるが、汚染の可能性は少ないと考えられる	下流に畑及び水田が存在するが汚染の可能性は少ないと考えられる	ゴルフ場使用農薬について検査
9	棚頭第二	深井戸	須川	上流域にゴルフ場はあるが、汚染の可能性は少ないと考えられる	周辺に畑及び水田が存在するが汚染の可能性は少ないと考えられる	棚頭第一水源の水質検査結果により対応する
10	籠坂	湧水	佐野川	無し	無し	検査対象としない
11	宮脇	深井戸	佐野川	上流にゴルフ場があり、汚染の可能性が無いとはいえない	無し	御登口第二水源の水質検査結果により対応する
12	御登口第一	深井戸	佐野川	隣接地にゴルフ場があり、汚染の可能性があると考えられる	無し	御登口第二の監査結果により対応する

	水源名	種別	河川 系統	汚染の可能性のある施設の状況		水質検査対応
				ゴルフ場	農業施設等	
13	御登口 第二	深井戸	佐野川	隣接地にゴルフ場があり、汚染の可能性が無いとはいえない	無し	ゴルフ場使用 農薬について 検査
14	三菱 第一	深井戸	佐野川 海苔川	上流域にゴルフ場はあるが、汚染の可能性は無いと考えられる	下流に畑及び水田が存在するが汚染の可能性は無いと考えられる	他の須走水系 水源の水質検査 結果により 対応する
15	宿	深井戸	鮎沢川 馬伏川	上流域にゴルフ場はあるが、汚染の可能性は無いと考えられる	上流及び周辺に畑及び水田が存在するが汚染の可能性は少ないと考えられる	検査対象としない
16	向方	深井戸	地藏堂 川	上流域にゴルフ場はあるが、水系が違い汚染の可能性は無いと考えられる	周辺に小規模な畑及び水田が点在するが、汚染の可能性は少ないと考えられる	検査対象としない
17	上野中 日向	深井戸	須川	ゴルフ場との距離が近い ため、汚染の可能性が 無いとはいえない	下流に畑及び水田が 存在するが、汚染の 可能性は無いと 考えられる	ゴルフ場使用農 薬について 検査
18	大御神	深井戸	須川	ゴルフ場との距離が近い ため、汚染の可能性が 無いとはいえない	下流に小規模な畑及び 水田が点在するが、 汚染の可能性は無い と考えられる	ゴルフ場使用農 薬について 検査
19	滝沢	湧水	滝沢川	上流域にゴルフ場はあるが、河川からの直接 取水ではないため汚 染の可能性は少ない と考えられる	無し	検査対象としない

表6 農薬検査項目

	項 目	用 途	一色水系	用沢・棚頭水系	須走水系	新柴水系	上野中日向水系	大御神水系
			一色水源	棚頭第一水源	御登口第二水源	新柴水源	上野中日向水源	大御神水源
6	アシュラム	除草剤		●		●	●	●
15	イソプロチオラン	殺虫剤		●		●		
17	イミノクタジン	殺菌剤	●	●	●	●	●	●
20	エトフェンブロックス	殺菌剤					●	
22	オキサジクロメホン	除草剤	●			●		●
23	オキシ銅	殺菌剤	●	●		●		●
27	カルタップ	殺虫剤		●			●	
29	カルボフラン	殺虫剤				●		
30	キノクラミン	殺虫剤	●			●		
31	キャプタン	殺菌剤				●		
32	クミルロン	除草剤	●					
38	クロロタロニル	殺菌剤	●	●	●	●	●	●
47	ジチオピル	除草剤				●	●	
53	ダイアジノン	殺虫剤				●		●
57	チウラム	殺菌剤	●	●		●		●
58	チオジカルブ	殺虫剤	●			●	●	●
59	チオフエネートメチル	殺菌剤		●				●
62	テルブカルブ	除草剤		●				
74	ピリブチカルブ	除草剤		●				
76	フィプロニル	殺虫剤					●	
77	フェニトロチオン	殺虫剤				●		
91	プロピコナゾール	殺菌剤		●				●
92	プロピザミド	殺菌剤	●			●		●
96	ペンシクロン	殺菌剤	●	●		●	●	●
100	ペンディメタリン	除草剤	●	●		●		●
108	メタラキシル	殺菌剤	●	●		●		●

表7 独自の項目及び検査頻度

	項 目	検査頻度(回/年)		検 査 理 由
		給水栓	原水	
1	指標細菌	-	4	安全確認のため、年4回の実施
2	クリプトスポリジウム	随時	随時	原水で指標菌類等が検出された場合に実施

5 水質検査方法

水質検査方法は、国が定めた水道水の検査方法（が定める方法」等）により行い、省令に記載されていない項目については上水試験方法（日本水道協会）等により行います。

試料の採取及び運搬は検査機関が行います。なお、厚生労働省告示に従い12時間以内に検査を開始できるよう、保冷し破損防止の措置を施したうえ速やかに検査機関に運搬します。

6 臨時の水質検査

水道水が水質基準に適合しない恐れがある次のような場合には、臨時の水質検査を行います。

- ①水源の水質が著しく悪化したとき
- ②水源に異常があったとき

- ③水源付近、給水区域及びその周辺等において消化器系感染症が流行しているとき
- ④浄水過程に異常があったとき
- ⑤配水管の大規模な工事その他水道施設が著しく汚染された恐れがあるとき
- ⑥その他特に必要があると認められるとき

7 水質検査の自己／委託の区分

毎日検査項目である色・濁り並びに消毒の残留効果に関する検査については、上下水道課職員及び巡回点検委託業者により実施します。

その他の検査については、国土交通省・環境省に登録された水質検査機関に委託して実施します。

8 水質検査計画及び結果の公表について

水質検査計画や水質検査結果については、小山町ホームページに掲載及び、上下水道課で閲覧できるようにします。

9 検査結果の評価及び水質検査計画について

検査結果の評価は検査ごとに行います。また、水質基準や検査の結果をもとに、必要に応じて検査計画を見直して行きます。

10 水質検査の精度と信頼性保証について

結果を評価するにあたり、検査の精度と信頼性を保証するため、水質検査委託先に技術の向上を努めていただきます。また、定期的に受託者の検査施設先への立入調査を実施又は立入が困難な場合であれば検査実施状況及びデータ管理状況等が適切に行われているか確認を行います。

11 関係者との連携

水質汚染事故や水系感染症の発症などがあったときは、静岡県東部健康福祉センターなどの関係機関と情報交換するとともに、連携して迅速に対策を講じます。

連絡先 〒410-1395

静岡県駿東郡小山町藤曲57番地の2

小山町役場都市基盤部上下水道課 工務班

電話 0550-76-6125

FAX 0550-76-6050

ホームページ：<http://www.fuji-oyama.jp>